

犬山市物価高騰対応 地域商品券事業 参加店募集のご案内



犬山市では物価高騰の影響を受けている市民生活の支えをするため、犬山市物価高騰対応地域商品券事業を実施いたします。あわせて、地域内での経済循環を促進し、地域商工業の持続的な発展に資することを目的としています。犬山商工会議所が本事業を犬山市から事務受託し、実施いたします。つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、参加店舗の募集をさせていただきます。ぜひとも、ご参加いただきますようお願いいたします。

犬山市物価高騰対応地域商品券事業参加店募集要項

1 商品券事業の概要

- ① 商品券名 犬山市物価高騰対応地域商品券
- ② 発行総額 2億7600万円
- ③ 配布額面額 @500円券×6枚が1セット
基準日3/1時点で65歳以上の方には2セット
- ④ 配布対象者 犬山市民(基準日令和8年3月1日)
想定約71,000人

2 商品券使用可能期間

令和8年8月1日(土)から令和8年10月31日(土)まで(3カ月間)

3 本事業のPR方法

- ① パンフレット(参加店一覧表)を作成し、市内全戸に配布
- ② 犬山地域商品券事業のHP(特設サイト)に、参加店舗、所在地、電話番号等を掲載
- ③ ポスターを作成して市内広報板等に掲示

4 参加店の登録(犬山市内の事業所、店舗に限ります。)

- ・ 会員、非会員を問わず 無料
- ・ 但し商品券が利用できない品目(裏面)がございますのでご注意ください。
- ・ 移動販売の方は、事務所所在地が犬山市の方に限ります。
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の適用を受ける店舗、その他犬山商工会議所が別に定める業種は登録できません。

5 パンフレットとHPへの掲載

令和8年4月17日(金)までにお申込みいただくと、購入者に配布するパンフレット「参加店一覧表」に掲載します。尚、令和8年4月17日(金)以降のお申込みでもHPに掲載されます。

6 パンフレット「参加店一覧表」について

参加店名、電話番号等を掲載します。

7 登録の申込方法

WEB申込(裏面下方の二次元コード)または、裏面申込書兼誓約書に必要事項をご記入の上、FAXまたは犬山商工会議所窓口へご持参お願いいたします。

8 換金期間(8月3日(月)～11月30日(月)) *但し、土日祝 8月13日(木)、14日(金)は除く

- ① 換金・振込手数料 無料
- ② 換金方法 (1) 犬山商工会議所からのお振込み
事前にFAX、メール、窓口持参で換金依頼書を提出。月末締め合計金額を、翌月の5営業日以内に事前申請された口座にお振込み。
(2) 市内指定金融機関での換金 (1日に200枚まで)
窓口にて参加店名義の通帳に入金します。

9 その他

ポスターとステッカー 参加店には、ポスターとステッカーを配布します。店内外のお客様が目につくところにお貼りください。



参加店登録申込書兼同意書

犬山商工会議所が犬山市から事務受託して実施する「犬山市物価高騰対応地域商品券事業」の趣旨に賛同し、参加申込をします。なお、参加にあたっては、下記の事項を遵守することに同意します。

事業所名		代表者名	
------	--	------	--

犬山商工会議所 行 FAX 0568-61-3986 (送信後、受信確認のため事務局まで必ずお電話ください。)
[TEL 0568-62-5233]

趣旨

犬山市では物価高騰の影響を受けている市民生活の下支えをするため、犬山市物価高騰対応地域商品券事業を実施いたします。あわせて、地域内での経済循環を促進し、地域商工業の持続的な発展に資することを目的としています。

商品券の使用について

●つり銭の取扱い

①使用された商品券の額面金額が、購入商品の価格を超えている場合、その差額(つり銭額)は返却しないものとする。

●使用可能期間を過ぎた商品券の取扱い

①使用可能期間(8/1～10/31)が過ぎた商品券の使用はできないものとする。

●使用できない品目

①有価証券(宝くじ・商品券・株券など)、切手、印紙、ギフト券、図書券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

②電気料金、ガス料金、上下水道料金、通話料金、電車賃、バス賃、新聞定期購読代、NHK受信料、医療費(治療費及び処方薬)、公共サービス料、市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券、し尿汲み取り券など

③税金(所得税・国民健康保険税・市県民税・固定資産税・自動車税・自動車取得税など)

④金融機関への預貯金や借金の返済

⑤社会保険料、火災保険、地震保険、自動車保険、生命保険、損害保険料など

⑥たばこ(たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売は禁止されている)

●参加店舗に配布される商品券の取り扱い

①商品券を受け取った対象者(家族を含む)が登録店の場合の直接換金
商品券を登録店で使用せず、直接換金すること

②事業所間取引に伴う支払い等

事業活動に伴って支払う、機器の購入代金、商品仕入れ代金、諸経費等の支払い



令和 年 月 日

(フリガナ) 店舗名	[地区] 犬山(城下町・犬山駅周辺・その他犬山) 羽黒、城東、池野・栗栖、楽田			
	※店舗名は「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。			
お店の所在地	〒 ※所在地は「HP」へ掲載します。			
お店の連絡先	TEL () -	FAX () -		
	※「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。 メールアドレス		ホームページ等	
担当者名				
パンフレット・HPの業種 ※業種欄に ☑して ください (1つのみ)	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット	<input type="checkbox"/> 家電量販店	<input type="checkbox"/> コンビニエンスストア
	<input type="checkbox"/> お茶・酒・米・パン	<input type="checkbox"/> 菓子製造・販売	<input type="checkbox"/> 薬局・ドラッグストア	<input type="checkbox"/> 衣料品販売
	<input type="checkbox"/> 書籍・文具	<input type="checkbox"/> 自転車・自動車	<input type="checkbox"/> ガソリンスタンド	<input type="checkbox"/> スポーツ施設
	<input type="checkbox"/> クリーニング	<input type="checkbox"/> 理容・美容室	<input type="checkbox"/> 建築・リフォーム	<input type="checkbox"/> その他()
換金方法 ※どちらかに ☑して ください	<input type="checkbox"/> 商工会議所からお振込み <input type="checkbox"/> 金融機関での口座入金(1日に200枚まで) ※以下の銀行・信金と支店をお選びください。 [名古屋・あいち・岐阜・いちい・東濃(銀行・信金) 犬山・犬山中央・羽黒・楽田(支店)] ※1日200枚を超える換金希望の方は、犬山商工会議所での換金となります。			

申込は
こちらから
でも可能です。

